

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 5 月 25 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01032

研究課題名(和文) ビスマルク外交と独仏戦争 海洋問題の視角から

研究課題名(英文) Bismarck's foreign policy and the Franco-German War of 1870/71: From the viewpoint of maritime affairs

研究代表者

飯田 洋介 (IIDA, Yosuke)

岡山大学・教育学研究科・准教授

研究者番号：50506152

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、独仏戦争とそのときのビスマルク外交をパリ宣言に絡む商船保護の観点から再検討するものである。研究の結果、(1) 強大なフランス海軍からグローバルに活動するドイツ商船を守るため、ビスマルクは戦時における商船保護に関する新たなルールを提唱・実践する一方、パリ宣言をはじめ国際法を盾にとってフランスに対抗しようとしたこと。(2) これらがいずれも奏功しなかったため、彼はパリ宣言に失望してそこからの逸脱を示唆し、先述した新たなルールを撤回する羽目に陥ったこと。(3) 商船保護をめぐる独仏の衝突は日本でもあったこと、これら3点が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、グローバルな文脈から独仏戦争とその時のビスマルク外交を捉え直したところ、従来のそれとは異なる側面を見出した点にある。具体的には、(1) 商船保護の問題をめぐる独仏戦争の影響が極東にも及んでいたこと、(2) 彼我の海軍力差の故に国際法を盾にとったビスマルク外交が展開されていたこと、(3) このときの苦い体験が岩倉使節団へのメッセージの背景にあったことである。また本研究は、明治政府が発した初の局外中立宣言をめぐる経緯について、ドイツ史の側から新たな視角を提供することができた。

研究成果の概要(英文)：This study reexamines the Franco-German War of 1870-71 and Otto von Bismarck's foreign policy at that time from the perspective of protecting German merchant ships related to the Paris Declaration of 1856. As a result of this study, the following points have come to light; (1) to protect German merchant ships around the globe from the French Navy, Bismarck advocated and implemented a new rule on the protection of merchant ships during the war, and raised France's violation of international law (including the Paris Declaration) and used diplomacy to influence neutral countries; (2) since these measures had no effect, Bismarck was disappointed with the Paris Declaration and was forced to suggest a deviation from it and withdraw the new rule above mentioned; (3) the Franco-German clash over the protection of merchant ships was also in Japan.

研究分野：ドイツ近現代史

キーワード：西洋史 外交史 海事史 ビスマルク 独仏戦争 パリ宣言 プロイセン海軍 日独関係

1. 研究開始当初の背景

ドイツ帝国成立以前のプロイセン首相（1867～71年は北ドイツ連邦宰相）ビスマルクの外交政策に関する研究は、依然としてヨーロッパ史の枠内で検証・再考される嫌いがあり、それはドイツ統一戦争（デンマーク戦争、普墺戦争、独仏戦争*）に関する研究においても同様である。

しかしながら、独仏戦争時のビスマルク外交について具に見ていくと、ビスマルクが内戦を終えたばかりのアメリカ合衆国に政治的アプローチをしかけていたこと、同時に彼が、戦時における商船拿捕と中立通商保護に関する国際海洋ルールであった1856年4月16日の「パリ宣言」を引き合いに出した外交を精力的に展開していたこと、日本でも商船保護や明治政府の局外中立保護宣言をめぐって独仏双方の衝突が見られたことが、これまでの研究から断片的ながら明らかにされている。

そこで本研究では、ビスマルクの対米政策、パリ宣言に絡む海事問題、極東情勢という3つの視角から独仏戦争時のビスマルク外交を再考していく。それは、日本や米国を視野に入れながら海の問題からビスマルク外交と独仏戦争を再考するグローバル・ヒストリーであり、ヨーロッパでの外交と戦争というイメージを生成してきた従来のそれとは異なる、もう1つのビスマルク外交・独仏戦争の歴史となるだろう。

* わが国では「普仏戦争」と称されるのが一般的だが、この戦争にはプロイセンが盟主を務める北ドイツ連邦に加え、プロイセンと攻守同盟を結んでいた南ドイツ諸邦が参戦していたこと、さらに戦中の1871年1月にこれらドイツ諸邦間でプロイセン王を皇帝とするドイツ帝国が成立、フランクフルト講和条約もフランスとドイツ帝国の間で締結されているため、「独仏戦争」と表記するほうが適切であると判断して、ここではそのように表記する。

2. 研究の目的

本研究は、ビスマルクが独仏戦争時に当時の国際海洋ルールであった1856年の「パリ宣言」を引き合いに出して交戦国フランスや中立国イギリスに対して必死に外交攻勢をかけようとしていたことを示す未公開史料を手掛かりに、「パリ宣言」が絡む海洋問題という視角からこのときのビスマルク外交を再検討するものである。

「何故ビスマルクは独仏戦争時、戦局を有利に導いていたにもかかわらず、国際海洋ルールに頼ろうとしたのか」という問いの下で進められる本研究の目的は、従来のヨーロッパでの同盟政策やアフリカ等での植民地政策の視角から論じられがちなビスマルク外交を、日本を含めた東アジアや南北アメリカを巻き込んだグローバルな文脈で捉え直すことで、新たなビスマルク外交理解を提示することにある。

3. 研究の方法

本研究の方法としては、独仏戦争時のビスマルク外交やパリ宣言、さらにはプロイセン（北ドイツ連邦）海軍に関する先行研究を収集・整理するとともに、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ合衆国、日本で史料調査を行って未公開の関連史料を精力的に収集してそれらを分析するというものである。

本研究では、下記の文書館・資料館にて史料調査を行うことができたが、当初予定していたアメリカ合衆国での史料調査についてはコロナ禍の影響で断念せざるを得なかった。

- (1) ドイツ連邦軍事文書館（フライブルク、2018年8月に訪問）
ここでは、プロイセン海軍省文書のなかから、独仏戦争時に創設された義勇海軍とその実態、1867～1870年になされたパリ宣言をめぐるビスマルクと海相ローンとのやりとりについて調査した。
- (2) ドイツ連邦文書館（ベルリン、2018年9月に訪問）
ここでは、北ドイツ連邦外務省第1局（通商局）の文書のなかから、独仏戦争時の商船保護に関する文書、拿捕されたドイツ商船に関する報告、拿捕されたドイツ商船をめぐるフランス国防政府ならびにイギリス政府とのやりとり、日本・中国水域の中立化構想に関するやりとりについて調査した。
- (3) ドイツ外務省文書館（ベルリン、2018年9月に訪問）
ここでは、北ドイツ連邦外務省第1局（政務局）の文書のなかから、ビスマルクと駐清北ドイツ連邦公使レーフェースとのやりとり、米国での軍艦調達をめぐるプロイセン海軍省とのやりとりについて調査した。

- (4) 横浜開港資料館（横浜、2019年3月に訪問）
ここでは、イギリス、フランス、アメリカ合衆国での史料調査に備え、同館が所有する各国の外交文書ならびに海軍省文書の写し（ここでは特に独仏戦争に対する明治政府の局外中立宣言をめぐる対応）を調査した。
- (5) 外務省外交史料館（東京、2019年3月に訪問）
ここでは、独仏戦争時の明治政府の外務卿であった沢宣嘉旧蔵文書を調査した。
- (6) フランス外交史料館（ラ・クールヌーヴ、2019年9月に訪問）
ここでは、フランス外務省と駐日フランス公使ウトレイとのやりとり、独仏戦争時の北海ならびにバルト海の海上封鎖をめぐるフランス海軍省とのやりとり、拿捕したドイツ商船に対する捕獲審検所からの報告に関する文書を調査した。
- (7) イギリス国立公文書館（キュー、2019年9月に訪問）
ここでは、イギリス外務省とベルリン駐在イギリス大使ロフタスとのやりとり、イギリス外務省と駐日イギリス公使パークスとのやりとり、1870年の極東情勢（特に天津教案）に関するイギリス海軍文書を調査した。

4. 研究成果

本研究の成果については、独仏戦争勃発150周年に当たる2020年に学会発表と学術書の形で公開することを想定していたが、コロナ禍の影響でそれがかなわず、ドイツ帝国創建150周年にあたる2021年1月に単行本『グローバル・ヒストリーとしての独仏戦争』（NHKブックス）を刊行することで公開した。また、その内容の一部は令和2年度岡山大学公開講座「ドイツ近現代史入門：日本から見た独仏戦争（1870-71）」（2021年2月27日実施）でも紹介した。その内容は以下のようにまとめることができる。

(1) 米国での軍艦調達の試み

フランスとの対決を余儀なくされたビスマルクにとって懸案となったのが、フランス海軍からドイツ商船をどのように保護するかという問題であった。ドイツ統一以前から、ハンザ諸都市やプロイセンの商船は東アジアに商機を求めて積極的に進出していった（プロイセンが日本や中国と国交を樹立したのもこの動きと連動する）。ところが、現地に展開する商船を保護するだけの軍艦がプロイセンにはなかった。当時フランスはイギリスに次ぐ世界屈指の海軍大国でもあり、フランスとプロイセンの装甲艦保有数の比率はおおよそ8:1、ビスマルクに「わが方の海軍は、洋上でフランスの艦隊に太刀打ちできないだろう」と言わしめる有様であった。

そこでビスマルクは、独仏戦争開戦前夜に米国にて軍艦を一隻調達しようと試みた。この試みは、1867年4月のルクセンブルク危機時にもなされていたことから、彼にとって一過性のものではなかったと評価できよう。彼は米国から直接軍艦を調達することで独仏間の海軍力の格差を少しでも埋めようとしたかったのであろう。

もっとも、わずか1隻の軍艦を調達したからといってその格差が埋められるわけではない。ビスマルクの狙いはフランス海軍との間に壮烈な艦隊戦を展開するというものではなく、フランスの商船を攻撃対象にした通商破壊にあったと思われる。軍艦の調達先が米国であった理由としては、当時彼が米国を「巨大な海軍力」を有する大国として認識していた点が挙げられよう。

だが、このときのビスマルクの米国での軍艦調達の試みは、米国では好意的な反応が見られ実現可能性が高かったにもかかわらず、実現には至らなかった。プロイセン海軍省がこれを退けたからである。海軍が欲していたのは「フランス艦隊に損害を与えることができる、実際に航海に適する船舶」であり、米国がそのような船舶を売却するはずがなく、ビスマルクが購入しようとしていたであろうモニター艦ではその目的に合致しないからであった。

(2) パリ宣言改定に向けた動き

では、強大なフランス海軍に対して、海軍を増強せずして如何にしてグローバルに活動するドイツ商船を守ることができるのか。そこで注目されたのが、パリ宣言の改定を米国に打診するというものであった。

パリ宣言は私掠活動の禁止を謳う一方、敵国の商船上にある中立国の積荷は、戦時禁制品でなければ交戦国の軍艦による拿捕・没収の対象とはならず、また中立国の船舶上にある敵国の積荷もまた、それが戦時禁制品でなければ同様に拿捕・没収の対象とはならないと定められていた。ビスマルクはこのとき、パリ宣言にある商船保護の原則を更に拡大させて、交戦国や中立国の如何を問わず、民間船とその積荷は拿捕・没収の対象としてはならないということを「一般的な国際法として承認」されれば、フランスと戦争になってもドイツ商船を守れると考えた。かねてから米国はパリ宣言に対して、戦時禁制品を除く私有財であれば中立国のみならず交戦国のものであっても保護の対象とする修正案を訴えていたため、パリ宣言の改定を訴えれば、米国の支持を得られ、イギリスをはじめパリ宣言加盟国を動かすことができると目論んだのである。

ビスマルクは1867年のルクセンブルク危機時にその旨米国に打診したのだが、このときは米

国の国内事情の故に実現しなかった。だが、彼はその方針を変えることはなく、独仏戦争勃発前日には、戦時であってもフランス商船は(戦時禁制品を積載していなければ)北ドイツ連邦海軍によって拿捕・没収されることはないとする、いわゆる対仏商船保護宣言(1870年7月18日付ヴィルヘルム1世布告)を発したのである。パリ宣言の改定につながるこのような措置を他国に先駆けて実行に移した背景には、パリ宣言の改定につながるこの措置に米国の支持が見込めたこともあったが、フランスも相互主義の観点から同様の措置を採るだろうとの期待があった。さすれば、ドイツ商船もフランス海軍による拿捕・没収から守られることになる。

(3) 続出するドイツ商船の被害と現地の対応：極東の場合

しかしながら、フランスはこれに応じることなく、北海や地中海、大西洋、東南アジア、南米の各海域にて、ドイツ商船を次々と襲撃・拿捕していった。さらに各地に展開するフランスの諸艦隊は、現地に停泊しているドイツ商船をその港に足止めさせ、自由な航行を妨げたのである。こうして被害に遭ったドイツ商船は200隻以上に上ると見られている。

これに対してビスマルクは、各地で襲撃・拿捕されたケースに対しては、その商船には中立国の私有財が積載されていたこと、捕獲審検所の判決を待たずに船舶を炎上・破壊したこと、中立国の水域内で拿捕したことなどを取り上げてフランスの(パリ宣言を含む)国際法違反の非を鳴らし、それを国際社会にも訴えていった。また、各地で足止めされている商船の保護については、現地政府による中立宣言とその規定がドイツ商船にとって不利にならないよう、外交的に働きかけたのである。

その際、極東では興味深い動きが見られた。独仏双方の現場指揮官レベルで独自に日本・中国水域の中立化に関する協定を求める動きが開戦直後に浮上したのである。その背景には、1870年6月に生じた天津教案の影響があった。暴徒と化した現地住民によってフランス人をはじめ外国人約20名が命を落としたこの事件を前に、西洋列強は清朝中国に対して軍艦を派遣して共同で事件の処理に当たっていた。アジアにおけるヨーロッパ協調が必要とされていたまさにそのときに独仏戦争が勃発したことを受けて、現地の独仏双方の艦長同士が停戦に向けた独自の動きを示したのである。この動きは一時実現しかけたのだが、フランス本国がこれを拒絶したために実現には至らなかった。1870年11月には、米国が仲介する形で再び船上に載せられたが、陸戦ではパリが攻囲されて不利だったものの海上では圧倒的優勢を誇るフランスがこれを呑むはずがなく、結局実現することはなかった。

そのため、駐日北ドイツ連邦代理公使ブランドは、横浜に展開するフランスの軍艦3隻からドイツ商船と軍艦2隻を守るため、猶更国際法と明治政府の局外中立宣言に頼らざるを得なくなった。彼は日本の中立宣言の作成に深くかかわり、横浜での仏艦の挑発行動に直面すると、明治政府に直談判してドイツ商船を守るべく中立規則の増補を認めさせた。だが、こうした彼の性急かつ強引な行為は日本に駐在する他国の外交官の支持を得られず、事態はかえってドイツ側に不利となってしまい、ドイツ商船は現地の港から出港できない状況が(終戦まで)続くのである。

(4) パリ宣言への挑戦：ビスマルクの反撃

このようにビスマルクは、グローバルに活動するドイツ商船をフランス海軍から守るべく、フランスの国際法違反を訴え、各中立国に対して外交的に働きかけていた。しかしながら、商船保護をめぐる状況は一向に改善しなかった。フランスはこうした動きを全く相手にせず、(恐らくはビスマルクが最も期待を寄せていた)イギリスもまた(自国の中立をフランスが侵犯した容疑が浮上しても)フランスに対して外交的に干渉しようとしなかったのである。

その間にもドイツ商船の被害報告が続々ともたらされ、1870年12月時点でのビスマルクの苛立ちは、ドイツ商船を各地で襲い続けているフランスに対してのみならず、パリ宣言に違反している可能性があり、しかも自国の中立を侵犯された可能性があるにもかかわらずフランスに対して一向に動こうとしないイギリスにも向けられていた。このとき彼のパリ宣言に対する期待は失望に変わった。

そこでビスマルクは、思い切った反撃に打って出た。北ドイツ連邦海軍のコルベット艦 アウグスタ にフランス商船の拿捕を容認する一方、パリ宣言加盟国に対して、フランス海軍による北ドイツ沿岸への海上封鎖が「実力」を伴うものではなかったこと(=パリ宣言第四条違反)を訴え、しかもこれに対して他のパリ宣言加盟国(特にイギリス)が沈黙していることを受けて、ドイツ側もフランスに対してはやはりパリ宣言に拘束されることはないとして、パリ宣言からの逸脱を示唆したのである。そして翌1871年1月19日には、相互主義の観点からフランスが同様の措置を採ることを期待して発せられた対仏商船保護宣言を撤回するのであった。

当時の国際海洋ルールであったパリ宣言に真っ向から挑戦するようなこうしたビスマルクの乾坤一擲の反撃が、独仏戦争の局面やこのときのビスマルク外交に一体どのような影響を与えたのか、その効果が見て取れる前にパリが陥落し、フランスとの間に停戦協定が成立したために、残念ながら評価は困難である。

(5) ビスマルクとパリ宣言

以上の点を踏まえると、ビスマルクは独仏戦争時に、北ドイツ連邦海軍に数で圧倒するフランス海軍に対してグローバルに活動するドイツ商船を守るための手段として、当時の国際海洋ルールであったパリ宣言の改定を持ち出したということになるだろう。まさに、自国に都合の良い

新たな国際社会のルールを作り出すことで、フランス海軍に数で圧倒的に劣る北ドイツ連邦海軍の不利を補おうとしたのである。

当初ビスマルクは、米国から軍艦を調達することでこれに対応しようとした。それが海軍力の強化に直結するからである。だが、彼がこのとき米国から調達しようとしていた軍艦はそれまでの経緯からモニター艦であった可能性が高く、南北戦争時に生まれたこの艦では沿岸防衛には適していたものの遠洋航海には適していないため、グローバルに活動するドイツ商船を守ることでもできなければ、フランスの通商破壊もできなかったであろう。ドイツ商船を守るという意味では、パリ宣言を改定して新たな国際ルールを提唱したほうが軍艦を1隻調達するよりもはるかに有効であり、外交の名手であるビスマルクの面目躍如たる対策であったと言える。

かくして対仏商船保護宣言が独仏戦争勃発直前に発せられたのだが、ビスマルクの思惑は外れ、フランスはこれに対して相互主義の立場を採らず、各地でドイツ商船を次々と襲撃・拿捕していき、イギリスはフランスのパリ宣言・国際法違反を訴えるビスマルクの主張に同調しないばかりか、パリ宣言を加盟国に遵守させるべく積極的に動こうとはしなかった。パリ宣言や国際法にかけたビスマルクの期待は失望へと変わり、その結果彼は1870年12月末にパリ宣言からの逸脱を示唆するのみならず、翌1871年1月には対仏商船保護宣言を撤回してフランスに一矢報いようとしたのであった。

パリ宣言、あるいはその不備を補った新たな国際ルール作りに対するビスマルクの失望の大きさは(実際にそのような陳情があったにもかかわらず)対仏商船保護宣言にみられるような規定をフランスとの講和条約に盛り込まなかったこと、そして、海上捕獲と中立国・敵国の権利の問題に関する新たな国際ルールが1909年のロンドン宣言まで待たねばならなかったことから窺うことができよう。結果として、このときの英仏の動きがビスマルクの失望と反撃を招くのみならず、パリ宣言そのものの有効性を損なわせる結果を招いてしまった。例えば、独仏戦争後のイギリスでは、パリ宣言を軽視するような発言が議会でも飛び出し、プレスでも取沙汰される有様となった。

このように見ると、この時期のビスマルク外交には、新たな国際ルールを生み出すチャンスがあったと評価できるのかもしれないが、フランスに対する反撃としてそのチャンスをビスマルク自身が潰していることに鑑みると、先行研究が指摘するように彼がこの問題の意義を十分に理解していなかったと見たほうがよいだろう。それもそのはずである。彼にとってはパリ宣言の不備を補う新たな国際ルールの策定それ自体は目標ではなく、フランスからドイツ商船を守るため、そしてこの問題で米国の支持を獲得するための手段でしかなかったからである。

(6) 明治政府へのメッセージに込めたビスマルクの想い

パリ宣言や国際法に対するビスマルクのネガティブな印象は、思わぬ形で日本にもたらされることになった。

独仏戦争がドイツ側の勝利に終わった2年後の1873年3月、欧米各国を歴訪していた岩倉具視を特命全権大使とする使節団の一行はベルリンを訪問、ビスマルクの宴席に招かれたことがあった。彼はその席で日本からの来客に対して「ある大国が他国と衝突すれば、もし自国に有利であるという前提があれば国際法に従って対処するものの、そうでない場合は国際法を無視して〔軍事〕力に任せて自国の要求を主張するでしょう。だが、小国は力に任せて対処することができず、常に国際法の規定に基づいて行動しなければなりません。小国はそれゆえに常に不利でみじめな状況にあり、自国を自力で守ることができないのです」と語っている。このメッセージは、実際に軍事的手段でもってドイツを統一した人物の発言ということもあって、「よくよく味わうべき言葉」として使節団一行に深い感銘を与えることになった(久米邦武編著『現代語訳 特命全権大使 米欧回覧実記 普及版』水澤周訳・注、慶應義塾大学出版会 2008年、第3巻 369-370頁)。帰国後彼らが富国強兵路線を推進していくことはよく知られたことである。

一見すると、プロイセン下院で「現下の大問題が決められるのは演説や多数決によってではなく〔中略〕鉄と血によってなのであります」と発言して物議を醸し、しかもその演説にあるかのように三度の戦争でもってヨーロッパの二大国を破ってドイツ統一を実現した「鉄血宰相」ビスマルクらしい発言として違和感なく受け止められるかもしれない。しかしながら彼のこの発言は、パリ宣言や国際法が独仏戦争時にドイツ商船を守ってくれず苦しい戦いを強いられたという、その実体験に基づいたものであった。彼にとってこれは嘘偽らざる真意を伝えるものであり、だからこそ一層真実味を帯びるものとして明治政府を背負って立つ政治家たちの胸に深く刻み込まれたのであろう。

このあと、日本もドイツも、ビスマルクがこの世を去った19世紀末に本格的に海軍を増強し、急き立てられるように当時の時代潮流であった帝国主義の動きにのめりこんでいくことになるのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 板橋拓己・妹尾哲志（編著）、飯田洋介、北村厚、河合信晴、葛谷彩	4. 発行年 2019年
2. 出版社 吉田書店	5. 総ページ数 350
3. 書名 歴史のなかのドイツ外交	

1. 著者名 飯田 洋介	4. 発行年 2021年
2. 出版社 NHK出版	5. 総ページ数 288
3. 書名 グローバル・ヒストリーとしての独仏戦争	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------